



平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 日 本 金 属 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 義 村 博
(コード番号 5 4 7 9 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 兼 I R 室 長
佐 々 木 雅 啓
(TEL 03 - 3500 - 5645)

第三者割当による第 1 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関するお知らせ (行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、平成 22 年 11 月 26 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 1 回乃至第 6 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 22 年 12 月 16 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	60 個(第 1 回乃至第 6 回新株予約権合計: 1 回号あたりの新株予約権の個数は 10 個)
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 119,750 円(総額 7,185,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	・当初行使価額(132 円)における潜在株式数: 22,727,268 株 ・下限行使価額(88 円)における潜在株式数: 30,000,000 株 (上記の下限行使価額における潜在株式数は、本新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限です。詳細については、「6. 割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。) ・上限行使価額(220 円)における潜在株式数: 13,636,362 株
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,978,715,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額(第 1 回乃至第 6 回新株予約権合計)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第 1 回乃至第 6 回新株予約権合計)を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用を差し引いた金額となります。

この文書は、当社の第 1 回乃至第 6 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初 132 円。 本新株予約権の当初の行使価額は、本新株予約権の発行決議日(平成 22 年 11 月 26 日)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(ただし、気配表示を含む。以下「東証終値」という。)の 120%に相当する価額です。 当社は、本新株予約権の割当日の翌日(平成 22 年 12 月 17 日)以降、当社の判断により、回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の決定がなされた回号の新株予約権の行使価額は、修正開始を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の 5 連続取引日の東証終値の平均値の 92%に修正され、以降、毎月第 2 金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前 5 連続取引日の東証終値の平均値の 92%に修正されます。なお、下限行使価額は 88 円(発行決議日の東証終値の 80%)、上限行使価額は 220 円(発行決議日の東証終値の 200%)です。 修正開始後、東証終値が 5 取引日連続して下限行使価額を下回った場合、当該 5 連続取引日の最終取引日の翌日以降、行使価額は当初行使価額に戻り、当社は、残存する本新株予約権について、割当日の翌日以降約 2 年間、何度でも上記のとおり行使価額の修正開始を決定することができます。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法(割当予定先)</p>	<p>野村證券株式会社に対する第三者割当方式</p>
<p>(8) その他</p>	<p>当社は、行使請求を受けて交付する株式に当社が保有する自己株式を充当する可能性があります。 また、当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、下記について合意する予定です。 ・割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しない。 ・当社は、当社が本新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本新株予約権、当社が本新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当方式で発行する新株予約権及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、30,000 個(発行決議日現在の当社議決権総数 172,358 個の 17.4%)を超えることとなるような本新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない(以下、かかる本新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行を合わせて「上限議決権数超過行使等」という。)こと。 (詳細については、「6.割当予定先の選定理由等 (6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)</p>

この文書は、当社の第 1 回乃至第 6 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

ステンレス鋼の製造・販売を主たる事業としている当社にとって、現在の経営環境は非常に厳しさを増しております。国内販売においては、ステンレス鋼の大きな需要分野である建築市場において、新設住宅着工戸数が直近のピークの平成 18 年度の 1,285 万戸から平成 21 年度の 775 万戸へ減少した影響により、この分野におけるステンレス鋼の受注は平成 18 年度の 193 千トンから平成 21 年度は 118 千トンへと落ち込みました。また、輸出向けは、中国や東南アジア市場においてステンレス鋼需要が旺盛であるものの、円の対米ドルレートが 2007 年度平均 113 円から 2009 年度平均 93 円、2010 年度上期平均 89 円まで円高が進み、為替の影響による収益力の低下が顕著となりました。

当社は、国内及び輸出販売ともに落ち込んだ収益力を回復させ、収益基盤を確立するために、中国や東南アジアへの海外生産及び販売に活路を見出すことを主眼として経営方針の見直しを行い、平成 22 年 6 月 3 日付で「中期経営計画 2012」を取締役に於て決議を致しました。

「中期経営計画 2012」では、以下の 3 点を経営方針として掲げております。

「経営基盤の強化」(組織力・販売力の強化、高付加価値品の拡販、国際競争力を高めるための製造コスト削減、販売戦略に対応した設備投資、国際会計基準への対応、財務体質の強化)

「新規事業展開」(海外戦略 - 既存拠点の拡充・新規拠点の整備、精密圧延品(ステンレスの極薄製品)の海外展開)

「ステークホルダーの満足度向上」(コンプライアンス強化、リスク管理、情報開示、環境保全)

今回の資金調達は、上記の経営方針の内、「経営基盤の強化」及び「新規事業展開」のための事業資金の確保を主な目的としております。本事業により当社における中期的な収益基盤の確立、さらには企業価値の向上を目指します。

なお、以下は資金需要の優先順位から「新規事業展開」、「経営基盤の強化」の順に説明しております。

「新規事業展開」: 海外における新規事業を推進するための事業資金

(i) 精密圧延品(ステンレスの極薄製品)の海外での生産・販売拠点として平成 23 年 1 月を目途に台湾での設立を予定している合弁会社()の設立資金に充当致します。

() 当社海外子会社である NIPPON METAL SERVICES (S)PTE LTD (昭和 62 年設立、所在地: シンガポール、資本金: 21 万シンガポールドル、当社及び当社子会社日金工商事(株)にて 100% 出資、以下「NIMS(S)」) 及び NIPPON METAL SERVICES (M)SDN.BHD. (平成 9 年設立、所在地: マレーシア、資本金: 900 万マレーシアリングギット、出資比率: 当社 75%、TATT GIAP HARDWARE SDN.BHD(以下「TGH」) 25%、以下「NIMS(M)」) への投融資による事業の拡大を計画しております。

具体的には、当社の国内子会社である日金加工(株)(所在地: 愛知県碧南市、資本金: 80 百万円、当社 100% 出資)で製造しているプリント基板製作に使用するステンレス部材(一般名称: 「プレスプレート」)の NIMS(S)への製造の移管を計画しております。また、NIMS(M) 及び同社への出資者である TGH への出資等によるステンレス鋼管の海外生産を計画しております。

() 当社は、平成 22 年 4 月にタイのバンコクに駐在員事務所を開設し、ステンレス鋼の市場開拓を行っておりますが、東南アジアにおける日系自動車メーカーや家電メーカーのステンレス鋼需要が拡大している現状を認識し、平成 23 年 4 月を目途にバンコク駐在員事務所を海外のステンレス鋼の加工及び販売拠点とする目的で、その設立費用及びステンレス鋼の加工設備の設置に充当する計画です。

() 当社が、精密圧延品の海外における生産・販売拠点として平成 23 年 1 月を目途に設立を予定している「結進日金工精密金属股份有限公司」を指します。当社は、平成 22 年 11 月 18 日開催の取締役会において、以下に記載のとおり、当社と伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社及び結進材料科技股份有限公司(本社: 中華民国(台湾)台南県永康市、以下「結進」という。)の 3 社によるステンレス精密圧延品の販売を主たる業務とする合弁会社設立に関する合弁契約書の締結を決議いたしました。

(合併会社設立の目的)

当社は、2010 年度を初年度とする「中期経営計画 2012」において、当社のコアシリーズ商品である精密圧延品の販売を月 2,000 トンまで拡大する目標を掲げております。本目標の達成には、新たに設備投資が必要になることから、今後需要拡大が期待される中国・アジア新興国への拡販を視野に海外メーカーとの提携を検討してまいりました。

中華民国(台湾)に本社及び工場を置く結進は、当社が拡販を目指す精密圧延品の製造に必要な設備及び技術を有しております。更に、中国・アジア地域への販売拠点としての立地条件も優れていることから、同社との提携による事業展開は、当社の上記目的に適うものであり、同社が合併パートナーとして最適であると判断いたしました。また、当社の主要取引先である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の有する海外での幅広いネットワークは、合併会社の仕入・販売に欠かせないものであります。

この合併会社は3社の協力により、中国・アジアを中心に高品質な精密圧延品の販売を展開してまいります。

(合併会社の概要)

・会社名	結進日金工精密金属股份有限公司		
・本社所在地	中華民国(台湾)台南県永康市		
・代表者	中川 浩		
・主な事業内容	精密圧延品を主とするステンレス鋼の販売 合併会社は当社材を中心にステンレス鋼母材を仕入れ、結進にて圧延加工された製品を販売する計画です。		
・普通株式による資本金	9,130 万 NT\$(ニュー台湾ドル)		
・出資比率	結進材料科技股份有限公司	36.5%	
	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	14.9%	
	日本金属工業株式会社	48.6%	

「経営基盤の強化」: 製造コスト削減を図るための事業資金

(i) ステンレス鋼の製造工程では、ダスト、スラッジと呼称される産業廃棄物が発生します。これらの産業廃棄物にはステンレス鋼の主原料であるニッケル、クロム等の有価金属が数%含有されており、これらを抽出し再利用する設備である溶融還元炉(平成 20 年稼働開始)の処理能力を向上させるために設備の設置を計画しております。この設備投資により、産業廃棄物の発生の低減及び有価金属の再利用により、製造コストの低減を図ることが出来ます。

() 製鋼工程で発生するスラグと呼称される産業廃棄物は、これを処理する際に水中での不純物元素の溶出により環境に影響を及ぼすことから、自社内処分が出来ず、産業廃棄物処理場あるいは埋立処理場で有償にて処分しております。スラグ処理設備を設置し、スラグの不純物元素の溶出を制御することにより、碎石として道路の下層路盤材用等に売却が可能となります。この設備投資により、これまでステンレス鋼の製造コストとして計上していた産業廃棄物処分費用がなくなり、製造コストの低減を図る計画です。

「経営基盤の強化」: 財務体質の強化のための資金

当社(連結)の平成 22 年 3 月期の有利子負債は 482 億円であり、それに伴う支払金利は平成 21 年度で 10 億円となっております。上記、の施策を実行し、収益基盤を固めることによって得られるキャッシュ・フローを原資として借入金を返済し支払金利を低減させ、財務体質を強化させる計画ですが、有利子負債の削減は短期的な課題でありますので、今回調達する資金の一部を借入金返済に充当する計画です。

「新規事業展開」では、海外における旺盛なステンレス鋼の需要を販売拡大に役立て、当社の収益基盤を確

立させるために是非とも必要な施策であります。さらに、製造コストの削減、借入金返済による財務体質の強化は、「経営基盤の強化」のために必要な施策となります。ただし、現時点では3つの施策で同時に資金が必要となるわけではありませぬので、事業環境動向を見ながら、必要な資金を機動的に調達できる方法が最善と考えており、今回の調達手段を採用することと致しました。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権には主に以下の特徴があります。

本新株予約権の構成及び行使により交付される株式数

- ・ 本新株予約権は全6回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
- ・ 本新株予約権1個あたりの出資金額は固定されており、1回号あたりの全ての新株予約権が行使された際に払い込まれる出資金額は5億円、全6回号合計で30億円です。
- ・ 一方、下記に記載の行使価額の修正によって、本新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。
- ・ ただし、当社は、本新株予約権の行使により交付される株式数の累計が30,000,000株(発行決議日現在の発行済株式数の16.9%)を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です(詳細は下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他 < 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意 >」をご参照下さい。)。これにより、調達可能金額が30億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかっています。
- ・ なお、本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。

当初の行使価額

- ・ 本新株予約権全6回号の行使価額は当初132円(発行決議日の東証終値の120%)であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

行使価額の修正及び行使のプロセス

- ・ 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、行使価額の修正開始決定日の直前5連続取引日の東証終値の平均値の92%が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定(1)することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です)。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の東証終値の平均値の92%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の東証終値の平均値の92%に修正されます。なお、下限行使価額は88円(発行決議日の東証終値の80%)、上限行使価額は220円(発行決議日の東証終値の200%)です。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。また、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。なお、本新株予約権の行使価額の修正開始を決定できる期間は、割当日の翌日以降約2年間となっております。
- ・ 割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件(2)が満たされている限り、権利行使最終期日(平成25年12月16日)までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
 - 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。
 - 2 一定の条件とは、1)行使価額の修正開始日以後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回らないこと、2)当社が本新株予約権の取得を行わないこと、及び3)当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

行使価額の修正開始後、株価が下限行使価額を下回った場合の行使価額の修正

- ・ 行使価額の修正開始日以後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、その翌日以

この文書は、当社の第1回乃至第6回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

降、行使価額は当初行使価額に戻ります（これに伴い、上記に記載の割当予定先による一定の条件が満たされていることを前提とする行使義務は消滅します。）

- ・ 行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも回数ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。

新株予約権の取得（コールオプション）について

- ・ 当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

（3）本新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました新規事業展開及び経営基盤の強化を目的とした施策を遂行するに際して発生が見込まれる資金需要に対応する目的で、当社は、資金調達の機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みを備えた資金調達手法を選択するため、資金調達手段を検討してまいりました。調達方法の検討にあたっては、海外戦略のための投資や設備投資というリスクを伴う事業の性格や財務基盤強化の必要性を勘案して、主幹事証券会社及び他の証券会社から提案を募り、公募増資の実施の可能性を追求しておりましたが、外国為替市場において円高・ドル安の急速な進行により株式市場は調整色を強め、公募増資によって一度に全株を発行すると株価への影響が懸念される状況になったため、資金調達方法の選択肢を公募増資以外のエクイティ・ファイナンス手法にまで広げて検討を続けるに至りました。そのような状況の中、野村證券株式会社より提案を受けた本新株予約権は、以下に示す特徴を有し、(イ)株価に対する下落圧力を回避し、また、(ロ)可及的に株式の希薄化を抑制することで、既存株主の利益に配慮し、(ハ)当社の資金需要に応じて適時適切に当社がタイミングをコントロールしつつ資金調達を行いたいという当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本新株予約権の発行を決議いたしました。

（本新株予約権の主な特徴）

< 当社のニーズに応じた特徴 >

株価下落圧力の回避

本新株予約権の行使価額は、行使価額の修正後、1ヶ月に1回、毎月第2金曜日を含む直前の5連続取引日の東証終値の平均株価の92%に修正され、定期的に、株価に連動して行使価額が変更されます。この点に加え、株価が下限行使価額（発行時東証終値の80%）に到達し、これが5連続取引日継続した場合、行使価額が当初行使価額に再修正されるという条項（以下「リセット条項」といいます。）が付されており、株価に対する下落圧力となるような新株予約権者の売却行動の回避が期待できます。

希薄化の抑制

本新株予約権の行使に際して新株予約権者が当社に対して支払う払込金額は一定であるため、行使価額の変化に対応して発行される株式数が増えることになり、行使価額が低くなればなるほど発行される株式数は増加することになります。従って、行使価額の低額化を避けること（つまり、行使価額の修正開始が決定された後は、行使価額は株価に連動しますので、株価下落の回避のための措置）が希薄化防止にも資することになります。

当社による資金調達タイミングのコントロール

今回の資金調達のニーズに応えるために、本新株予約権の行使価額修正開始の決定は、当社に委ねられており、当社は、そのタイミングをコントロールすることができます。行使価額の修正が開始された場合には、原則として、行使価額は、1ヶ月に1回、毎月第2金曜日を含む直前の5連続取引日の東証終値の平均株価の92%に修正され、新株予約権者は直ちに本新株予約権を行使して取得した株式を市場で又は投資家に売却することにより、収益を確保することができるため、積極的に本新株予約権を行使したうえで取得した株式を売却することが期待できます。従って、当社の意図するタイミングでの資金調達が実現される可能性が高いと考えます。

< 当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策 >

本新株予約権は、新株予約権という資金調達方法であるため、新株予約権者が権利行使しなければ当社が意図する金額の払い込みは行われず、その結果、実際の調達金額が予定される払込金額の総額を

下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正後には、取得した株式の売却価額と行使価額の差分に相当する収益を新株予約権者が追求することが予想されるため、本新株予約権の行使が期待できません。

本新株予約権には、下限行使価額及びリセット条項が付されている結果、行使価額の修正決定を行ったとしても、当社の株価動向次第では、新株予約権者が権利行使できず、その結果、実際の調達金額が予定される払込金額の総額を下回る可能性があります。ただし、下限行使価額及びリセット条項の設定は、既存株主の利益保護の観点からの株価下落回避及び希薄化抑制を意図した対価であると考えております。

本新株予約権においては株価下落及び希薄化の抑制を意図しているため、資金調達のタイミングが分散され、それぞれのタイミングにおける資金調達額が少額にとどまる場合があります。

株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化の程度を想定しにくいという点に留意する必要があります。リセット条項が付されており、また、割当予定先である野村證券株式会社との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、本新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を 30,000,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 177,215,809 株の 16.9%）とすることを合意することにより、希薄化の限界を設定することで、既存株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。

（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）

公募増資により一度に全株を発行する場合、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響が大きくなる恐れがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、株価・流動性の推移により調達金額が減少する可能性があるものの、行使価額の修正開始が決定されると、以後定期的に行使価額が修正されることにより行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待され、その結果一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な行使が期待されます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,007,185,000	28,470,000	2,978,715,000

- （注） 1 上記金額は第 1 回乃至第 6 回新株予約権の合計額です。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第 1 回乃至第 6 回新株予約権合計 7,185,000 円)に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第 1 回乃至第 6 回新株予約権合計 3,000,000,000 円)を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるものであり、本有価証券届出書提出日現在において新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び払込日は確定しておりません。
- 3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加に係る変更登記費用 10,500,000 円、弁護士費用 5,500,000 円、及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料、及び新株予約権発行に係る変更登記費用等）12,470,000 円です。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 2,978,715,000 円については、以下の通り、海外における新規事業を推進するための事業資金、製造コスト削減を図るための事業資金及び財務体質の強化のための資金に充当する予定であります。

この文書は、当社の第 1 回乃至第 6 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

具体的な使途	金額 (百万円)	投融資予定先 子会社等	支出予定時期
海外における新規事業を推進するための事業資金		結進日金工精密金属股份有限公司, NIMS(S), NIMS(M), TGH	平成 22 年 12 月 ~ 平成 25 年 12 月
台湾での合併会社設立・設備投資等	700		
海外事業子会社への投融資	600		
タイでの現地法人設立・設備投資等	200		
小 計	1,500		
製造コスト削減を図るための事業資金			平成 23 年 10 月 ~ 平成 25 年 12 月
溶融還元炉の性能向上投資	400		
スラグ処理設備投資資金	600		
小 計	1,000		
財務体質の強化のための資金			平成 23 年 3 月 ~ 平成 25 年 12 月
金融機関借入金返済	478		
合 計	2,978		

(注) 1 本新株予約権の行使状況により、予定通り資金を調達できなかった場合、資金使途の優先順位は高い順に下記の通りであります。なお、不足資金については、キャッシュ・フロー改善により手元資金を充当し計画を実行する所存です。

海外における新規事業を推進するための事業資金

製造コスト削減を図るための事業資金、財務体質の強化のための資金

2 当社は、新規事業の進捗状況など資金需要と当社株式動向や手元資金の状況を考慮して、当社の判断で行使価額の修正開始を決定いたしますので、本新株予約権の一部（または全部）の行使価額修正開始を決定しないこともあり、こうした場合、実際の調達金額が予定金額（30 億円）を下回る可能性があります。また、当社は、調達した資金を速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

3 上記記載の各資金使途の詳細につきましては、前記「2．募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」をご参照下さい。

4．資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5．発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権は、行使価額の修正開始前後で、経済的観点からその性格を決定的に異にしていることから、(a) 予約権ハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が発行決議日終値の 120% という高い水準に設定された新株予約権の部分）と (b) 予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）の価値の合計額を本新株予約権の払込金額としておりますが、算定に際しては、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、

(a) 予約権ハイアップ部分に関しては、

(i) 本新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が当社株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者

この文書は、当社の第 1 回乃至第 6 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

は株価の変動次第では新株予約権の価値を実現することができなくなるリスクを回避することを目的としたデルタヘッジに制約を受けること

(b) 予約権株数変動部分に関しては、

() 当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること

() 行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約する包括行使請求を行うこと

() 行使価額が修正され、当該修正が開始された後、株式会社東京証券取引所終値が下限行使価額を5取引日連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うことという特性を踏まえて、予約権ハイアップ部分においては、新株予約権者の投資リスク、予約権株数変動部分においては、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案して、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）と同じ水準である8%のディスカウントに基づき、当社株式の株価変動率及び流動性等を勘案した結果として算定されています。

本新株予約権の払込金額の算定については、割当予定先である野村證券株式会社において第三者割当形式による資金調達案件を担当する部門が参考資料として当社に提供した試算結果について、当社は、本件発行に関する当社のリーガル・カウンセラーである外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ（東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル10階、代表者 弁護士 和仁亮裕）に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、リンクレーターズから下記の法律意見（*）の表明を受けております。

（*）法律意見書の骨子は以下の通りであります。

- 1 リンクレーターズが提出した法律意見書では、本新株予約権1個の払込金額が、会社法第238条第3項第2号の「特に有利な金額」に該当するかを検討するにあたり、リンクレーターズに提供された実務慣行に係る情報及び計算結果が正しい等の一定の前提の下、払込金額の算定方法における前提条件及びロジックが、本新株予約権の権利内容及び本件発行に付随関連する事情を前提とした場合に合理的であるか否かの点が検証されている。
- 2 たとえば、本新株予約権のハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が発行決議日終値の120%という高い水準に設定された新株予約権の部分）と新株予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）に分割して評価している点について、法的に一つの権利であっても有利発行性の検討過程では経済的性質が異なる点に着目して分割して各々評価することも合理的である旨の評価が与えられている。
- 3 上記で例示したような前提条件及びロジックの検証の積み重ねの結果、本件発行において採用した算定方法の前提条件及びロジックに不合理な点は認められず、本件発行において採用した払込金額の算定方法に従って計算された払込金額は「特に有利な金額」には該当しない旨結論付けられている。

リンクレーターズは、本件発行に関し、新株予約権要項、割当予定先と締結予定の買取契約及び有価証券届出書等の作成並びに有利発行性に関する法的分析に関して、平成22年11月10日付けで当社と業務委託及びアドバイザー契約を締結しておりますが、恒常的に当社と顧問契約を締結している法律事務所ではなく、当社の経営陣から一定程度独立した者と評価でき、また、本件発行に関して割当予定先とも契約関係を有しておりません。なお、本件発行に関しては、当初、当社の顧問弁護士に相談したところ、本件発行の内容に鑑み、新株予約権の発行実務及びデリバティブ取引（特に、オプション取引）並びにそれらに関連する法律問題について十分な知識・経験が必要となる旨示唆され、かかるご示唆に従って、当社としては、新株予約権の発行実務・オプション取引に関する知識・経験及び同種案件の実績並びにリンクレーターズによる当社における本件発行の実務担当者及び監査役への説明の様子等に鑑

この文書は、当社の第1回乃至第6回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

みて、リンクレーターズを本件発行に係る業務を担当させるに相応しい十分な知識・経験を有する者と評価し、本件発行における関連書類の作成及び有利発行性に関する分析等をリンクレーターズに依頼することを決定しました。リンクレーターズによる分析は、本新株予約権の払込金額が、割当予定先の準備した価格算定資料における算定結果と一致することをもって有利発行には該当しないとするものではなく、当社が採用した算定方法における前提事実及びロジックが法的判断に耐えうるものであるかの観点から分析されている点で当社としては当該意見自体も信頼に値するものであると考えました。かかるリンクレーターズの法律意見を考慮の上、当社は本新株予約権の払込金額が合理的であると判断いたしました。

会社法上の職責に基づく監査として、常勤監査役2名がリンクレーターズから有利発行性に関する法的分析について説明を受けました。この情報を全監査役で共有し確認するとともに、以下の各点を確認した結果、本新株予約権の払込金額が割当予定先に対する有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を当社監査役全員から得ております。

- () 本件発行においては、新株予約権の発行実務及びオプション取引並びにこれらに関連する法律問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、リンクレーターズがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- () リンクレーターズは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること。
- () 当社取締役がそのようなリンクレーターズに対して有利発行性の法的分析を依頼していること。
- () リンクレーターズから本件発行担当取締役をはじめとする実務担当者への具体的な説明が行われたうえで、法律意見が提出されていること。
- () 本件発行の決議を行った取締役会において、リンクレーターズの法律意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。
- () リンクレーターズは、本件発行に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックの合理性を分析した法律意見書を提出していること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権は1個あたりの出資金額が固定されており、行使価額が修正されることに伴って新株予約権の行使により交付される株式数が変動する仕組みとなっているため、株価上昇に伴い行使価額が上方修正されれば交付される株式数が少なくなる一方、株価が下落した局面においては交付される株式数は増加するものの、交付される株式数は最大30,000,000株に制限されており、平成22年11月26日現在の発行済株式数に対する比率は最大で16.9%と限定的であること(詳細については、「6.割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)

本新株予約権の想定元本30億円に対し、当社株式の過去1年間における一日当たり平均売買代金は95百万円であるものの、本新株予約権は6回号(1回号あたりの想定元本は5億円)に分けられており、当社は当社株式動向や市場環境等を勘案しながら、回号ごとに行使価額の修正開始を決定する予定であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

- (注) 本新株予約権の全てが、上限行使価額で行使された場合の平成22年11月26日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は7.7%(潜在株式数に係る議決権数13,636個については、平成22年11月26日現在の当社議決権総数172,358個の7.9%)となります。また、上限議決権数超過行使等を制限していることから、本新株予約権の行使により当社が交付することとなる当社普通株式数の累計は、現時点においても上限30,000,000株となりますので、本新株予約権にかかる平成22年11月26日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、最大16.9%(潜在株式数に係る議決権数30,000個については、平成22年11月26日現在の当社議決権総数172,358個の17.4%)となる見込みです。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成22年9月30日現在)

(1) 名 称	野村證券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長兼 CEO 渡部 賢一		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	10,000 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成13年5月7日		
(7) 発 行 済 株 式 数	201,410 株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	14,967 名(単体)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
(12) 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：216,000 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：ありません。		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	主幹事証券会社		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決 算 期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純 資 産	859,012	721,453	822,033
総 資 産	13,171,702	12,796,464	9,358,133
1株当たり純資産(円)	4,264,991	3,582,009	4,081,392
営 業 収 益	710,537	502,201	663,379
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 ()	165,138	60,292	127,679
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ()	164,734	60,075	126,643
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ()	100,177	37,509	76,853
1株当たり当期純利益又は当期純損失()(円)	497,376.14	186,230.33	381,574.18
1株当たり配当金(円)	500,000		

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

この文書は、当社の第1回乃至第6回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

資金調達方法の検討にあたっては、海外戦略投資や設備投資が事業リスクを伴うものであることや財務基盤の強化の必要性を勘案し、主幹事証券会社及び他の証券会社から公募増資の提案を受け、平成 22 年 7 月までは公募増資の実施の可能性を追求しておりました。しかし、その後外国為替市場において円高・ドル安が急速に進行し株式市場が調整色を強め、公募増資によって一度に全株を発行すると株価への影響が懸念される状況となったため、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達方法を検討し始めました。そうした中、平成 22 年 8 月に野村證券株式会社より本新株予約権の提案を受け、前記「2. 募集の目的及び理由(3) 本新株予約権を選択した理由」に記載の通り、株価に対する下落圧力を回避し、また、可及的に株式の希薄化を抑制することで、既存株主の利益に配慮しつつ、当社の資金需要に応じて適時適切に当社がタイミングをコントロールしつつ資金調達を行いたいという当社のニーズを最も充足する資金調達方法であると判断するに至りました。

また、野村證券株式会社は、当社の主幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、及び同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な資本増強が期待できること、等も勘案し、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡できません。また、当社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式については、割当予定先である野村證券株式会社のグローバルマーケット部門が長期保有を目的とせず商品勘定で保有し、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であることを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の親会社である野村ホールディングス株式会社が平成 22 年 10 月 29 日付で公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信における野村證券株式会社の平成 22 年 9 月 30 日における四半期貸借対照表で、払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。また、本新株予約権の払込みに要する資金に関し十分な残高を有している旨の文書を平成 22 年 11 月 26 日付で入手しております。これらにより、当社は本新株予約権の発行及び行使に係る払込みが確実に実行されるものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約について

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

< 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意 >

当社は、当社が本新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本新株予約権、当社が本新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新

株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、30,000 個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。（以下、かかる本新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。）

当社は、下記「<割当予定先による行使制限措置>」に基づく割当予定先による確認に係る本新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別添の発行要項（以下「要項」という。）第 8 項第(1)号に定める取得（残存する本新株予約権の全部の取得に限る。）の手续を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

<割当予定先による行使制限措置>

当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同規程施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、M S C B 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行かせない。

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 22 年 9 月 30 日現在）	
日新製鋼株式会社	5.36%
日金工取引先持株会	4.58%
株式会社メタルワン	3.59%
株式会社りそな銀行	2.55%
株式会社横浜銀行	2.55%
自社（自己株口）	2.31%
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2.30%
阪和興業株式会社	1.96%
大陽ステンレススプリング株式会社	1.89%
株式会社長府製作所	1.81%

（注）今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、上限議決権数超過行使等を制限することにより、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を平成 22 年 11 月 26 日現在における当社の発行済株式総数にかかる議決権総数の 25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連結売上高	189,546 百万円	120,140 百万円	75,705 百万円
連結営業利益又は営業損失（ ）	11,237 百万円	15,393 百万円	5,024 百万円
連結経常利益又は経常損失（ ）	9,844 百万円	16,641 百万円	5,916 百万円
連結当期純利益 又は当期純損失（ ）	6,002 百万円	8,931 百万円	6,410 百万円
1 株当たり連結当期純利益 又は当期純損失（ ）	35.15 円	53.37 円	37.76 円
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当額）	8.0 円 (4.0 円)	6.0 円 (4.0 円)	1.0 円 (1.0 円)
1 株当たり連結純資産	229.57 円	154.67 円	123.25 円

この文書は、当社の第 1 回乃至第 6 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成22年11月26日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	177,215,809 株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	- 株	- %

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	321 円	113 円	148 円
高 値	396 円	250 円	161 円
安 値	98 円	111 円	93 円
終 値	114 円	152 円	110 円

(注) 平成23年3月期については、平成22年11月26日現在で表示しております。

最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	133 円	117 円	116 円	109 円	110 円	97 円
高 値	137 円	131 円	122 円	118 円	119 円	111 円
安 値	114 円	109 円	107 円	108 円	97 円	93 円
終 値	118 円	116 円	108 円	110 円	98 円	110 円

(注) 11月については、平成22年11月26日現在で表示しております。

発行決議日における株価

	平成22年11月26日
始 値	110 円
高 値	111 円
安 値	110 円
終 値	110 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

処 分 期 日	平成21年9月24日		
処 分 価 額	1株につき203円		
処 分 価 額 の 総 額	1,624,000,000円(差引手取概算額)		
処 分 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	177,215,809株		
当 該 処 分 に よ る 処 分 株 式 数	8,000,000株		
処 分 後 の 自 己 株 式 数	4,102,328株(ただし、平成21年7月1日以降の単元未満株式の買取及び売渡し分は含んでおりません。)		
処 分 先	住友金属鉱山株式会社	2,000,000株	
	阪和興業株式会社	2,000,000株	
	丸全昭和運輸株式会社	2,000,000株	
	大陽ステンレススプリングス株式会社	2,000,000株	

この文書は、当社の第1回乃至第6回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

処分時における 当初の資金用途	設備投資（極薄帯鋼製造設備等）：1,000 百万円 海外戦略（海外戦略投資資金等）：624 百万円
処分時における 支出予定時期	平成 21 年 10 月～平成 22 年 6 月
現時点における 充 当 状 況	平成 21 年 9 月における第三者割当による自己株式の処分による資金調達 16 億円の用途については、当初、設備投資 10 億円、海外戦略 6 億円を予定しておりましたが、当初計画していた海外戦略については市場環境等を鑑みた結果、計画期間での支出は行われず、国内設備投資資金の需要が増したことに伴い、平成 21 年度下期から平成 22 年度上期において極薄帯鋼製造設備を主とした設備投資に充当致しました。なお、未充当資金はありません。

(注) 第三者割当による自己株式の処分によるものです。

(別紙)

発 行 要 項

第 1 回乃至第 6 回新株予約権の名称

日本金属工業株式会社第 1 回乃至第 6 回新株予約権（以下、各回新株予約権を個別に「**本新株予約権**」
といい、第 1 回乃至第 6 回新株予約権を総称してまたは個別に「**本件新株予約権**」という。）

第 1 回乃至第 6 回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の総数 10 個
2. 新 株 予 約 権 の 種 類 お よ び 其 の 数 の 算 定 方 法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の
目的である株式の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「**交付株式数**」
という。）は、50,000,000 円（以下「**出資金額**」という。）を行使価額（第 3 項第(2)号に定
義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により
当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数
に出資金額を乗じた金額（以下「**出資金総額**」という。）を行使価額で除して得ら
れる最大整数とする（1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による
調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株
予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数とな
る。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、行使価額が修正または調整された場合
は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1)本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、第 2 項に定める出
資金額とする。なお、修正開始日（第 4 項第(1)号に定義する。）後の包括行使
請求（各本新株予約権につき、第 14 項第(2)号 に定める条件が成就した場合
に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に
際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日（第 6 項第(1)号に定義
する。）において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数と
して株式の交付を受けることを意図する行使請求。第 13 項第(4)号に定義す
る。）または個別行使請求（包括行使請求が行われた本新株予約権について、
新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権
利行使最終期日を待たずに、第 6 項第(2)号に定める個別行使期間内におい
て、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額
とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたり
の交付株式数として株式の交付を受けることを意図して行う行使請求。第 13
項第(5)号に定義する。）に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権 1 個
につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
(2)本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用い
られる当社普通株式 1 株あたりの価額（以下「**行使価額**」という。）は、当初
132 円とする。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、修正または調整される。
4. 行使価額の修正 (1)当社は、平成 22 年 12 月 17 日以降、平成 24 年 12 月 14 日までの間（以下「**行
使価額修正期間**」という。） 当社取締役会が資金調達のために必要と認め、
かつ、 行使価額修正の決定（以下に定義する。）を行った日（以下「**行使価
額修正決議日**」という。）の前銀行営業日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日
（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修
正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀
行営業日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取

この文書は、当社の第 1 回乃至第 6 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（修正開始日行使価額算定期間（以下に定義する。）の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「**修正開始日**」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「**行使価額修正の決定**」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額（なお、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受けない限り、88円である。）および行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌月の第2金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「**修正開始日行使価額算定期間**」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「**修正開始日行使価額**」という。）に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日（初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「**決定日**」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「**修正後行使価額算定期間**」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正され、上記 および に従って修正された後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が88円（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が220円（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**上限行使価額**」という。）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額（ただし、当該日の翌日以降、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、または本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われてい

ない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。

(5)本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これ

を適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、() 上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、() 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与え

るための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第18項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日

における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使可能期間 (1)平成22年12月17日から平成25年12月16日までの期間(以下、当該期間の最終日を「**権利行使最終期日**」という。)とする。ただし、平成25年12月16日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。

(2)前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、第4項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「**包括行使請求書提出期間**」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、第4項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「**個別行使可能期間**」という。)とする。

7. 新株予約権の行使 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計

により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

- 算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の取得条項
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会后 2 か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (3) 当社は、行使価額修正期間中に第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成 24 年 12 月 14 日までに第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成 24 年 12 月 14 日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
 - (5) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（第 13 項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。
9. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個あたり 119,750 円
10. 新株予約権の払込総額 1,197,500 円とする。
11. 新株予約権の割当日 平成 22 年 12 月 16 日
12. 新株予約権の払込期日 平成 22 年 12 月 16 日
13. 新株予約権行使請求および払込の方法
- (1) 行使価額修正期間中に第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成 24 年 12 月 14 日まで（当日を含む。）に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

- (2)平成 24 年 12 月 15 日以降に第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで（当日を含む。）に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (3)第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「**修正前行使価額**」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (4)第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第 14 項第(2)号 に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「**包括行使請求**」という。）の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。
- (5)前号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「**個別行使請求**」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、第 14 項第(2)号 に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6)本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第 15 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7)前号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）の場合には、出資金総額を現金にて第 16 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「**指定口座**」という。）に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて第 17 項に定める決済取扱場所の所定の口座（以下「**決済口座**」という。）に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口

座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。

- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

14. 新株予約権の (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

行使の条件 (2) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(5)号に定めるいずれの事由も発生せず、第4項第(3)号に定める事由も発生せず、第8項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第17項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。

権利行使最終期日の前銀行営業日に本号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から第16項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。

包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。

- (3) 第18項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。

新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、第4項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

- (4) 第4項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。

- (5) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

()当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合

()当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

()当社の重要な財産が差し押さえられた場合

本号 のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所 日本金属工業株式会社 財務部
16. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部
17. 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部
18. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、第 13 項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第 13 項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第 13 項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第 13 項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、第 14 項第(5)号 に定めるいずれの事由も発生せず、第 4 項第(3)号に定める事由も発生せず、第 8 項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
19. 1単元の株式の数の定め廃止等に伴う取扱い 当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
20. 譲渡による新株予約権の取得の制限 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全てを野村証券株式会社に割り当てる。
22. 申込期間 平成22年12月16日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額の算定理由 本件新株予約権は、行使価額の修正開始前後で、経済的観点からその性格を決定的に異にしていることから、(a)予約権ハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が発行決議日終値の120%という高い水準に設定された新株予約権の部分）と(b)予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額

及び対象株式数が修正される新株予約権の部分)の価値の合計額を本件新株予約権の払込金額としているが、算定に際しては、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、(a)予約権ハイアップ部分に関しては、(i)本件新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が当社株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本件新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者は株価の変動次第では新株予約権の価値を実現することができなくなるリスクを回避することを目的としたデルタヘッジに制約を受けること、(b)予約権株数変動部分に関しては、()当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること、()行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約する包括行使請求を行うこと、()行使価額が修正され、当該修正が開始された後、株式会社東京証券取引所終値が下限行使価額を 5 取引日連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うことという特性を踏まえて、予約権ハイアップ部分においては、新株予約権者の投資リスク、予約権株数変動部分においては、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案して、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド(条件決定日の時価株価と発行価額の差)と同じ水準である 8%のディスカウントに基づき、当社株式の株価変動率および流動性等を勘案した結果、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 119,750 円とした。